公益財団法人相模原市スポーツ協会定款

目次

- 第1章 総則(第1条·第2条)
- 第2章 目的及び事業 (第3条・第4条)
- 第3章 資産及び会計(第5条~第11条)
- 第4章 評議員(第12条~第15条)
- 第5章 評議員会(第16条~第25条)
- 第6章 役員(第26条~第35条)
- 第7章 理事会(第36条~第44条)
- 第8章 委員会(第45条)
- 第9章 加盟団体及び賛助会員(第46条・第47条)
- 第10章 相模原市スポーツ少年団 (第48条)
- 第11章 定款の変更及び解散(第49条~第52条)
- 第12章 情報公開及び個人情報の保護(第53条~第55条)
- 第13章 事務局(第56条)
- 第14章 補則(第57条)

附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人相模原市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県相模原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民の体育・スポーツを振興し、もって市民の心身の健全な発達、明るく 豊かな市民生活の形成及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) スポーツの普及啓発及び競技力の向上並びに健康・体力づくりの推進
 - (2) スポーツ団体、選手及び指導者等の育成指導、支援、表彰
 - (3) スポーツを通じた交流の促進
 - (4) スポーツに関する情報の収集及び提供
 - (5) スポーツ活動の機会・場の提供
 - (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、主に相模原市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

- 第5条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産とし、次に掲げるものを もって構成する。
 - (1) この法人の設立の際に寄附された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分)

- 第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらか じめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(資産の管理及び運用)

第7条 この法人の資産の管理及び運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第9条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資産調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般 の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成 し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定 時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、 承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとと

もに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に、評議員33名以上43名以内を置く。

(選任及び解任)

- 第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たされなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ア 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
 - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ウ 当該評議員の使用人
 - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
 - カ イからエまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ア理事
 - イ 使用人
 - ウ 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある ものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。) である者
 - (ア) 国の機関
 - (イ) 地方公共団体
 - (ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

- (エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する 大学共同利用機関法人
- (オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (カ)特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。 (報酬等)
- 第15条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支 給の基準は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準
 - (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、 必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

- 第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招 集を請求することができる。

- 3 前項による請求があったときは、会長は6週間以内に評議員会を招集しなければならない。 (議長)
- 第20条 評議員会の議長は、評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

- 第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 加盟団体の除名
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事 録署名人2名が記名押印する。

(運営)

第25条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員 会において別に定める。

第6章 役員

(種類及び定数)

- 第26条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 14名以上16名以内
 - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第197条 において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、若しくはその使用人その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者 である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とす る。

(理事の職務及び権限)

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、会長、副会長を補佐して、日常業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執 行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成 する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の 状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有 する。

(解任)

- 第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任する ことができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定 した額を、報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第33条 この法人は、理事会の決議によって、一般法第198条において準用する同法第11 1条第1項に規定する役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、 賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することが できる。

(名誉会長及び相談役)

- 第34条 この法人に、任意の機関として、名誉会長及び相談役を置くことができる。
- 2 名誉会長及び相談役は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び相談役は、無報酬とする。

(名誉会長及び相談役の職務)

第35条 名誉会長及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対して、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第37条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第38条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項(第28条第 5項の報告を除く。)を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

- 第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(運営)

第44条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会に おいて別に定める。

第8章 委員会

(委員会)

- 第45条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を 置くことができる。
- 2 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体の資格及び加盟方法等)

- 第46条 この法人の目的に賛同し、評議員会で承認された相模原市内のスポーツ種目を代表する市単位の団体を加盟団体とする。
- 2 加盟団体に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(賛助会員)

- 第47条 この法人の目的に賛同し、後援する個人、団体及び企業を賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 相模原市スポーツ少年団

(相模原市スポーツ少年団)

- 第48条 この法人にスポーツによる青少年の健全育成を図る相模原市内のスポーツ少年団に よって構成する相模原市スポーツ少年団本部を置く。
- 2 相模原市スポーツ少年団の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第49条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第50条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法

令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益 認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第53条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務 資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

- 第54条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

- 第55条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に 掲示する方法による。

第13章 事務局

(事務局)

- 第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第14章 補 則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により 別に定める。 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。) 第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、森田之雄とする。
- 4 この法人の最初の常務理事は、稲葉貞明とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

神藤昭嘉 寺澤 正 榎本 正 柳川守造 川井博道 三塚洋二 川上 治 細谷武夫 内山隆彦 丸山茂男 小山武彦 冨松和治 澤田可和 磯 隆司 山田裕保 根岸吉明 唐釜光雄 鈴木正治 髙橋宏彰 江藤紀元 遠藤友啓 越前嘉彦 山村光夫 淡路幸男 齋藤 篤 小川和鋭 岡本寿一 永山一雄 山田 弘 清水謙二 原田忠一 原 幸雄 荻野時夫 三樹弘道 大神田正己 平栗文夫 船橋忠男 白井誠一

6 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。

森田之雄 三塚康雄 相浦研二郎 稲葉貞明 辻 正明 岩城利之 佐々木昇 市川榮子 樋川芳雄 中西洋子 長野信一 田村弘幸 杉﨑桂子 井上俊彦 市川幸男

7 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

落合 尚 戸塚厚生

附則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。